

島根の労働災害

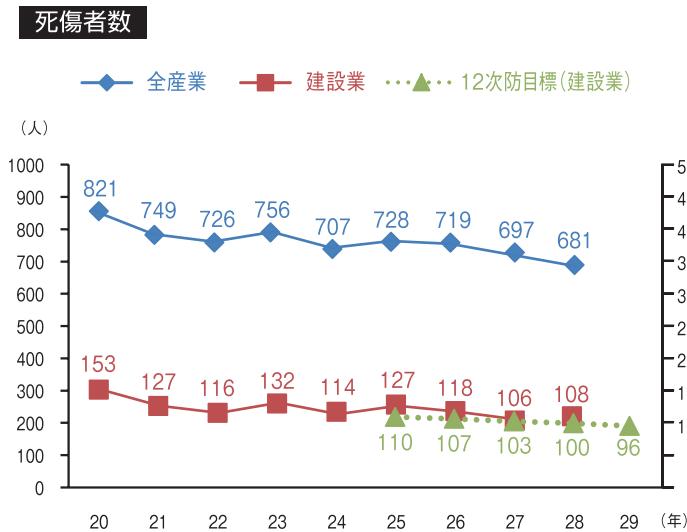
全業種において 死亡労働災害を根絶していくことが必要です

事業場トップが自ら労働災害の防止に向けた決意を明確にし、労働者へ意思表明を行った上で、具体的な安全衛生活動を計画・実行・評価・反映していくPDCAサイクルを構築し、継続的に運用していくことが求められます。

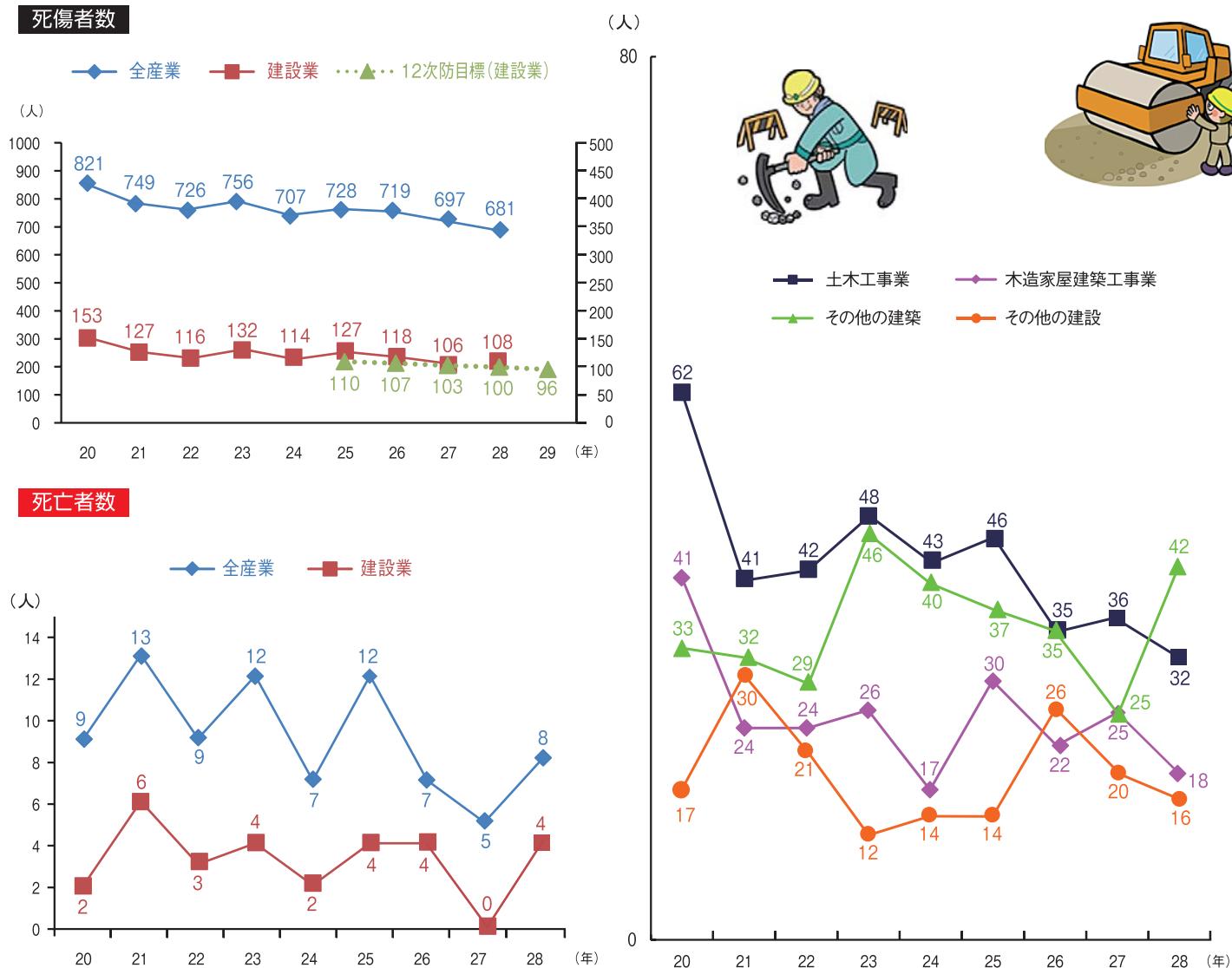


平成28年に島根県内において発生した、建設業の休業4日以上の労働災害について集計しました。事業場及び現場での継続的な安全衛生活動等に、ご活用ください。

年別労働災害発生状況



業種別労働災害発生状況



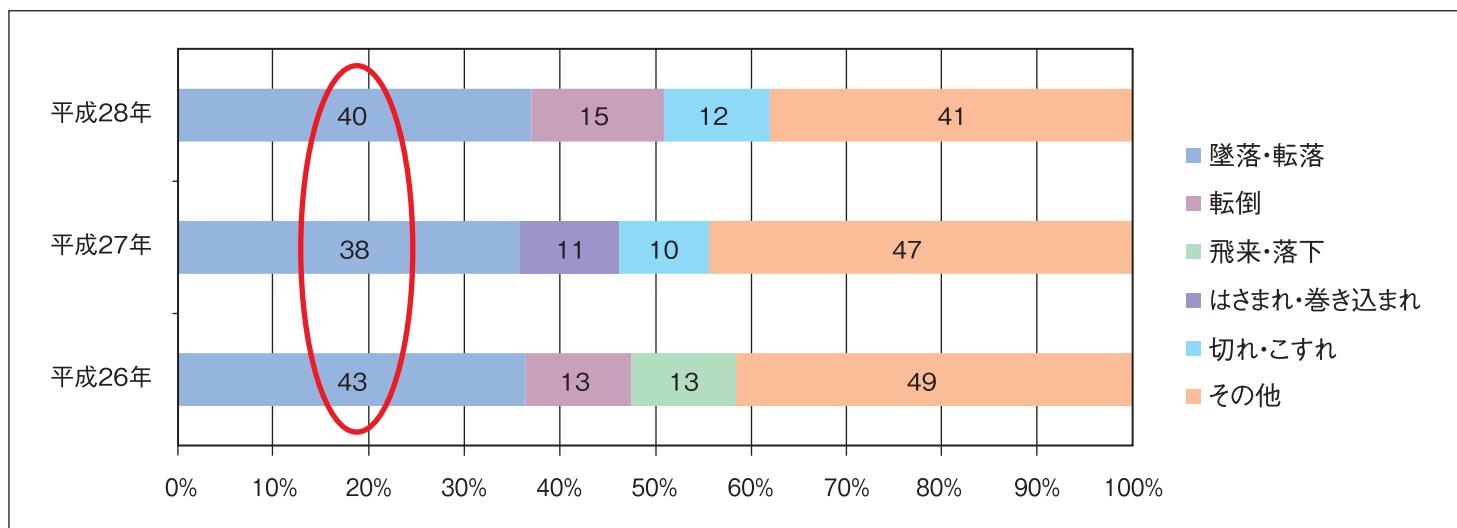
建設業と主な業種の労働災害発生状況

業種	全署計				松江署			隠岐			出雲署			浜田署			益田署			
	27年 死亡	28年 死亡	増減数	増減率(%)	27年 死亡	28年 死亡	増減数													
全産業計(除鉱山法適用)	5697	8681	▲16	▲2.3	2244	4260	16	119	119	0	1258	0228	▲30	1116	3104	▲12	179	189	10	
建設業	土木	036	132	▲4	▲11.1	8	7	▲1	2	2	0	14	12	▲2	9	110	1	5	3▲2	
	木造建築	025	118	▲7	▲28.0	8	1	6	▲2	1	1	1	0	8	7	▲1	5	3▲2	4	2▲2
	その他の建築	025	142	17	68.0	7	11	4	1	1	0	9	18	9	8	180	0	1	54	
	その他	020	116	▲4	▲20.0	7	1	8	1		0	11	2	▲9	2	3	1		33	
	小計	0106	4108	2	1.9	030	232	2	04	14	0	042	039	▲3	024	224	0	010	013	3
	製造業	0153	0134	▲19	▲12.4	052	48	▲4	02	00	0	051	050	▲1	032	015	▲17	018	021	3
運輸交通業	057	050	▲7	▲12.3	032	20	▲12	00	00	0	00	014	018	4	060	8	2	050	4▲1	
林業	053	146	▲7	▲13.2	012	111	▲1	05	05	1	▲4	020	010	▲10	013	012	▲1	080	013	5

注: 休業4日以上、隠岐は松江署の内数。

事故の型別発生状況

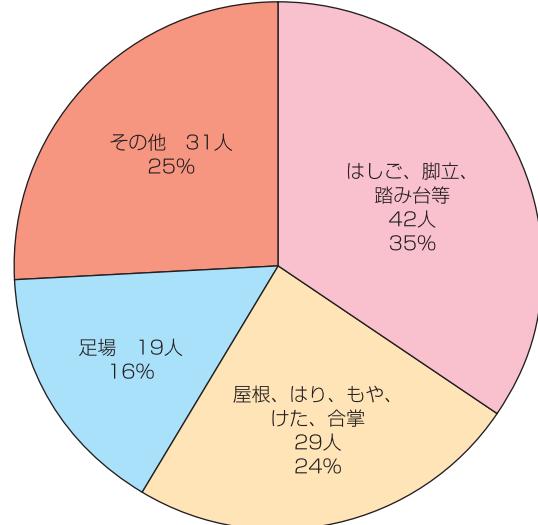
墜落・転落が毎年最多（過去3年で121件発生）



墜落・転落災害の起因物別発生状況

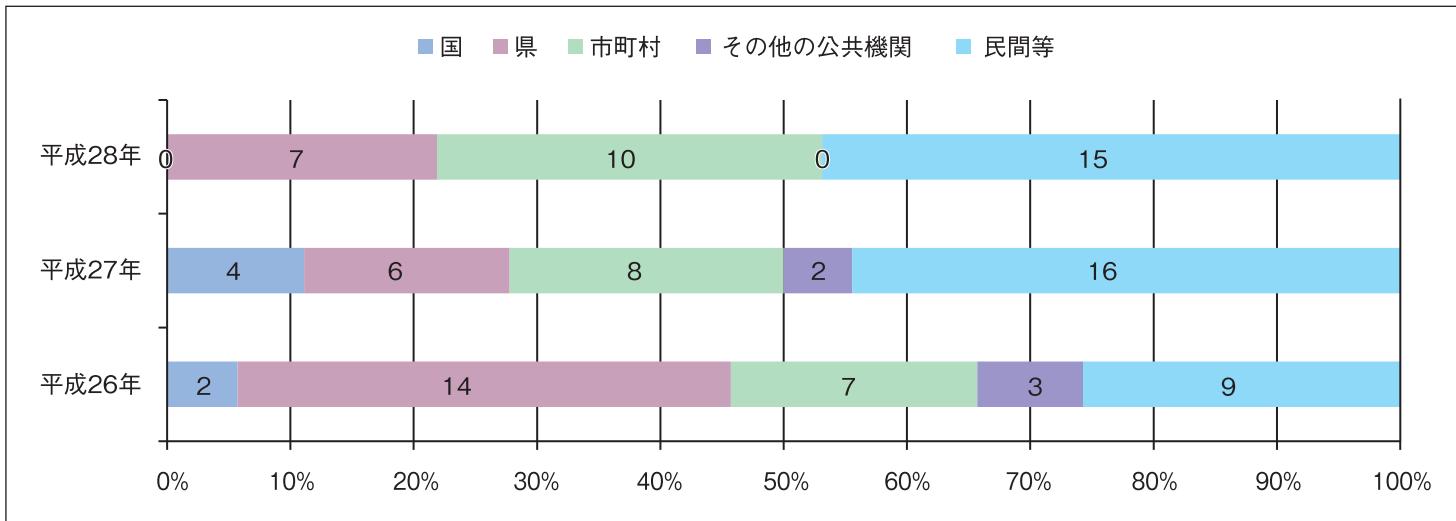
過去3年の「墜落・転落」災害121件は、右のグラフにある上位3起因物が計90件と大半を占めている。

- 「はしご、脚立、踏み台等」については、本来、固定するなど転位しないよう措置し、それらに乗った状態での力作業は極力控える必要がある。
- 「屋根、はり、もや、けた、合掌」、「足場」では、労働安全衛生法で求められている墜落防止設備が設けられないまま、高所作業を行っていることや、当該設備となる足場の組み立て時に安全帯を安全に取り付けるための設備等が設けられていないことから、安全帯を着用していても、それが使用できない状態で作業した結果、墜落・転落災害に至った事案がある。
- 必要に応じ、2丁掛けフルハーネス式安全帯を導入し、使用すること。



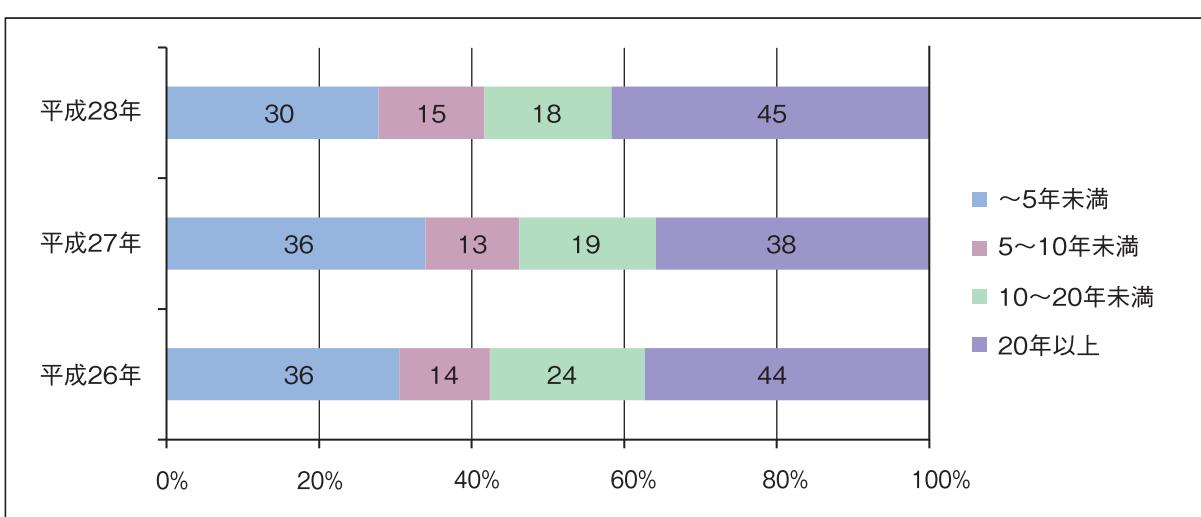
発注機関別発生状況(土木工事業)

県・市町村の現場で毎年10件程度発生



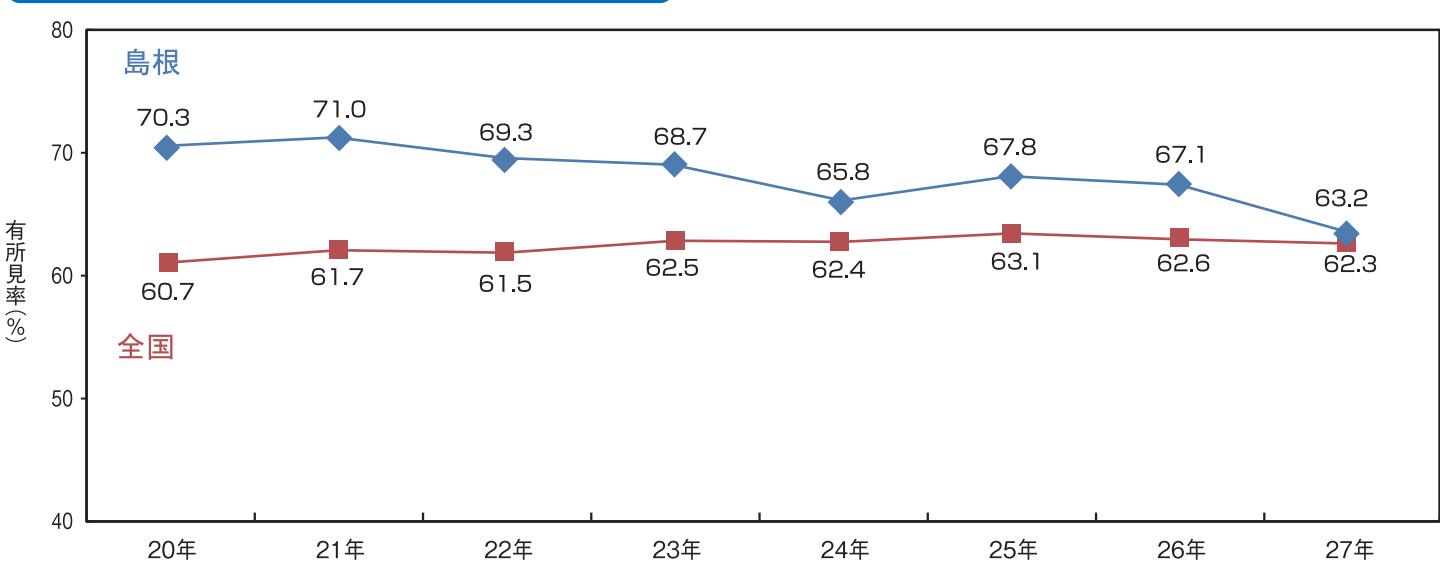
経験年数別発生状況

経験年数5年未満と20年以上での発生割合が多い



定期健康診断有所見率の推移

有所見者に対しては健診後の事後措置が必要



建設業の死亡災害一覧(平成25年～平成28年)

NO.	発生年月	元請下請	発 生 状 況
1	H25年1月	元請	チェーンソーを使用して立木の伐倒作業に従事していたが、木の切株付近に倒れているところを、一緒に現場へ入場していた同僚労働者に発見されたもの。
2	H25年6月	元請	会社資材置場において、ロープで結束した塩ビ製パイプをドラグショベルで吊り上げて運搬作業を行っていたところ、ドラグショベルの履帯が溝に落ちて横転し、運搬の補助作業を行っていた被災者がその下敷きとなったもの。
3	H25年7月	元請	被災者がハンドガイド式ローラーを運転して移動中、後進してきたダンプトラックに背後から激突され、転倒した際にダンプトラックの左後輪に頭部を轢かれたもの。
4	H25年7月	下請	集じん装置の外壁修理作業において、被災者が足場上を溶接棒の入ったペール缶と溶接機の電源コードを持って移動中、軀体と足場板の間の26cmの隙間から約24m下の地面に墜落したもの。
5	H26年1月	元請	被災者らは、山中で試験作業を行っていたが、設備が不足していたため、作業を中断して下山することにした。先に下山した作業員らは、被災者が下山してこないため捜索したところ、山道から法面下方約10mの立木に、意識不明の被災者が引っかかっているところを発見したもの。
6	H26年5月	元請	木造家屋改築工事において、瓦を葺く作業のため1階屋根上を歩行中、3.61m下の地面に墜落したもの。
7	H26年5月	下請	変電所の設備の点検を行うため、点検範囲の停電措置を取ったが、被災者は活線区域の両端に「危険」表示を設置の上、母線の取付け部分のがいしをウエスで拭こうとしたところ感電したもの。
8	H26年6月	下請	新築建物軀体の3階において、足場から木製型枠の解体作業を行っていたが、同僚が様子を見に行つたところ、足場から2.5m下の床面に意識不明の状態で倒れている被災者を発見したもの。
9	H28年2月	元請	高さ20mの送電線鉄塔(特別高圧)の部品交換を行う調査のため、地上約18mの地点で停電回線にアースの取付作業を行っていたところ、感電したもの。
10	H28年3月	元請	木造建築現場の2階庇部分の母屋上において、垂木の固定作業を行っていたところ、6m下の土間コンクリートに墜落したものの。
11	H28年10月	元請	建設工事現場内において、伐木の枝切り作業中、後退してきた車両系木材伐出機械に轢かれたもの。
12	H28年10月	元請	法面維持工事現場内において、法枠の雑木除去作業中、高さ約8m下の地面へ墜落したものの。

※平成27年は島根県内の建設業で死亡災害は発生していません。

●本年2月に建設業労働災害防止協会島根県支部長に対して、死亡労働災害ゼロをはじめとした要請を実施しています。

平成28年に発生した死亡災害に係る主なポイント

- ・誘導員や監視人等の配置と職務遂行は適切か
- ・高所作業に当たり、安全帯の着用をはじめ、その取付設備が適所に設けられているか
- ・高所での移動を伴う作業に当たり、2丁掛けフルハーネス式安全帯を配備し使用しているか
- ・車両系木材伐出機械の使用に当たり、機種に応じた特別教育を修了しているか

建設業に係る動向

- ・足場の組立て等作業に従事する労働者に対する特別教育について、改正安衛則の施行の際、現に従事していた労働者に係る経過措置は本年6月30日までです。本年7月1日以降も引き続き当該業務に就く場合、計画的に特別教育を受けてください。
- ・墜落防止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会開催中(フルハーネス式安全帯等について検討)
- ・山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成28年12月26日施行)

○厚生労働省 島根労働局トップページのQRコード

厚生労働省 島根労働局ホームページ上にある「安全・衛生」のバナーから事業場における安全衛生活動に必要な情報が取得できるようになっています。

